

# 令和6年度 群馬県水防計画（案）について

---

## 水防計画書とは

水防法の規定に基づき、洪水等に対し、県内の水防管理団体の水防活動が有機的かつ効率的に行われるよう、水防事務の調整及びその円滑な実施のために必要な事項を定めるもの。

## 【令和6年度群馬県水防計画（案）の改正点】

---

今年度の群馬県水防計画の改正点は、下記「改正概要」のとおりです。

### 【改正概要】

- ① 重要水防箇所の変更
  - （1）河川改修完了による要注意区間への指定
  - （2）監視期間満了による重要水防箇所の削除
  
- ② その他
  - （1）名称変更・組織改編による修正

## 【① 重要水防箇所の変更】

### (1) 河川改修完了等による要注意区間への指定

一級河川吾妻川の重要水防箇所Bの区間の堤防整備等が令和5年度に完了したため4か所について新たに**要注意区間**とします。

これらの箇所は要注意区間として令和6年度から令和8年度までの3年間監視し、安全性が確認できれば、重要水防箇所の指定を外す予定です。



## 【① 重要水防箇所の変更】

### (2) 監視期間満了による重要水防箇所の削除

一級河川烏川ほか5河川の、要注意区間となっていた重要水防箇所19箇所において、安全性が3年間確認されたため、重要水防箇所の指定を外します。

